

敦賀市規則第17号

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）及び敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例（平成30年敦賀市条例第19号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は空家等立入調査実施通知書（様式第1号）により、条例第8条第3項の規定による通知は空き家等立入調査実施通知書（様式第1号の2）により、所有者等に対し、立入調査の対象、趣旨、内容、日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第4項及び条例第8条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査職員証（様式第2号）とする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項（条例第12条の規定において準用する場合を含む。）の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による指導は、特定空家等の適切な管理に関する指導書（様式第3号）により、条例第12条において準用する場合の指導は特定空き家等の適切な管理に関する指導書（様式第3号の2）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、特定空家等の適切な管理に関する勧告書（様式第4号）により、条例第12条において準用する場合の勧告は特定空き家等の適切な管理に関する勧告書（様式第4号の2）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、特定空家等の適切な管理に関する命令書(様式第5号)により、条例第12条において準用する場合の命令は特定空き家等の適切な管理に関する命令書(様式第5号の2)により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による事前通知は、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書(様式第6号)により、条例第12条において準用する場合の事前通知は特定空き家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書(様式第6号の2)により行うものとする。

3 法第14条第4項の規定による意見書の提出は、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る意見書(様式第7号)により、条例第12条において準用する場合の意見書の提出は、特定空き家等の適切な管理に関する命令に係る意見書(様式第7号の2)により行うものとする。

4 法第14条第3項の規定による命令を行う場合における法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、特定空家等の適切な管理に関する公開による意見聴取請求書(様式第8号)により、条例第12条において準用する場合の意見の聴取の請求は、特定空き家等の適切な管理に関する公開による意見の聴取請求書(様式第8号の2)により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による公告は、特定空家等の適切な管理に関する公告(様式第9号)により、条例第12条において準用する場合の公告は、特定空き家等の適切な管理に関する公告(様式第9号の2)により行うものとする。

6 法第14条第11項の規定による公示は、標識(様式第10号)により行うものとする。

7 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則に規定する方法は、公告式条例(昭和25年敦賀市条例第17号)第2条第2項に規定する掲示場(次条第1項及び第14条第2項において単に「掲示場」という。)への掲示、広報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法とする。

(公表)

第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 市長は、条例第13条第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ相当な期間において、当該公表に係る所有者等に対し、命令違反事

実公表通知書（様式第11号）によりその旨を通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

- 3 前項の規定による通知を受けた所有者等が条例第13条第2項の規定による意見をしようとするときは、命令違反事実公表前弁明書（様式第12号）を、当該通知を発行した日から14日以内に、市長に提出しなければならない。

（戒告）

第8条 法第14条第9項の規定に基づく代執行を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、特定空家等の適切な管理に関する戒告書（様式第13号）により、条例第12条において準用する場合の戒告は、特定空き家等の適切な管理に関する戒告書（様式第13号の2）により行うものとする。

（代執行令書）

第9条 法第14条第9項の規定に基づく代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、特定空家等の適切な管理に関する代執行令書（様式第14号）により、条例第12条において準用する場合の通知は、特定空き家等の適切な管理に関する代執行令書（様式第14号の2）により行うものとする。

（執行責任者証）

第10条 法第14条第9項の規定による代執行を行う場合における行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（様式第15号）とする。

（事前公告）

第11条 法第14条第10項の規定による措置を行う場合における事前の公告は、特定空家等の適切な管理に関する公告（様式第16号）により、条例第12条において準用する場合の事前の公告は、特定空き家等の適切な管理に関する公告（様式第16号の2）により行うものとする。

（緊急安全措置）

第12条 条例第7条第2項に規定する同意は、緊急安全措置同意書兼誓約書（様式第17号）により得るものとする。

（督促）

第13条 市長は、法第14条第9項、第10項（条例第12条の規定において準用する場合を含む。）又は条例第7条第3項の規定により請求する費用が納期限までに納入されないときは、納期限後20日までに、空き家等処理費用督促状（様式第18号）を発するものとする。

(公示による通知)

第14条 市長は、法、条例及びこの規則の規定により通知をする場合において、通知を受けるべき所有者等の所在が判明しない場合においては、公示による通知を行うことができる。

2 公示による通知は、市長が通知すべき書類を保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する旨を掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年6月27日から施行する。